

大野 幸一君
中村 正雄君

第四部

第二回 参議院司法委員会會議錄第四十一号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

午前十時三十八分開会

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。本日は刑事訴訟法を改正する法律案につきまして、前回に引き続き質疑を継続いたします。先ず本日は第九章押収及び搜索、第九十九條より一應政府委員の逐條説明をお願いいたします。それから質疑に入ります。

○政府委員(野本新一君) それでは第九章、押収及び搜索につきまして、逐條御説明申し上げます。第九十九條は現行法の百四十條と同旨であります。ただ現行法では「之ヲ差押フヘシ」となつておるのを、これを多少強過ぎるの

で「差し押さへることが出来る」という権限の範囲から出ておるといふ点が違ふのであります。次には第一百條、これは現行法の百四十一條と同旨であります。次に百一條、これも現行法の百四十二條と同旨であります。次に百二條、これも現行法の百四十條と同旨であります。現行法の百四十三條の第三項の「婦女ノ身体ノ搜索」を、本案では別條に持つて行つてあります。後の方にそれは出て来ます。百三條、これは現行法の百四十八條と同旨、百三條、百四條、これは現行法の百四十八條の一項が百三條、百四十八條の二項が百四條に大体相当するものであります。

第四部

司法委員会會議錄第四十一号 昭和二十三年六月十五日

【参議院】

すけれども、その後のいろいろの行政機構などの編成に従つて整理した、そういう程度であります。百五條、これは現行法の百四十九條に相当するものであります。それからただ主體を若干整理いたしましたして、助産婦の下に看護婦といふのを入れたといふこと、それから現行法の弁護人を削つたといふことと、それから「宗教の職」といふのを包含して入れたといふこと、それから但書の点におきまして「押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある」場合は、この限りでない。こういう但書が入りました。この点は証人尋問のところ、この但書の規定は同じようなことが入つておりますから、そこで尙詳しく申上げたいと思ひます。

百六條、これは新しい規定であります。押収及び搜索に付しては、令狀主義を取りまして、裁判所と雖も「差押狀」又は搜索狀を發してこれをしなければならぬ。そういう規定になつております。従ひまして、今までのように、裁判所はみづから外へ出て行つて差押え、搜索をするといふことはなくなりました。必ず差押狀、搜索狀を出して個々の令狀によつてこれを執行する。他の機關がこれを執行する。こういう關係になるのであります。ただ公判廷内における差押、搜索につきましては一々令狀を出す必要がなくてでき

る、そういう建前になつております。次の百七條、これは令狀の記載要件などを決めたものであります。これは拘留の際に相当する規定と同じ趣旨であります。

次の百八條、百七條も新設規定、百八條も新設規定であります。これは令狀主義を採りました結果、その令狀は、檢察官の指揮によつて檢察事務官、司法警察職員がこれを執行するといふのが原則でありまして、ただ第一項の但書におきまして、例えば檢察官の指揮によつて執行させては、特殊の事件によつては被告人の保護のため十分でないと思はれるような場合には、裁判所がその認めた場合には、裁判長が特に裁判所の書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができるといふことにして、特殊の場合の構成員を担当することにいたしました。第二項は、執行が他の機關によつてなされるのであります。裁判所は必要な場合には書面でも何か指示をすることができるといふこと、そういう規定であります。三項、四項は特に説明するまでもないと思ひます。

次に百九條、これは現行法の百六十條に同旨の規定がありまして、趣旨は同じであります。百十條、これは新しい規定であります。処分を受ける者の権利を保護するための規定であります。百十一條、これは現行法の百四十六條に相当するものであります。次に百十二條、これも現行法の百六十一條に相当するものであります。次に百

十三條、これは現行法の百五十九條、それから百五十八條に相当する規定を併せて規定したものであります。百十四條、これも現行法の百五十七條に相当するものであります。百十五條、これは先程申上げたように、現行法の百四十三條の三項を特にここに提出して規定したものであります。

次に百十六條、これは現行法の百五十五條に相当するものであります。ただ現行法では「日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押収又ハ搜索ノ爲」云々の場所に「入ルコトヲ得ス」といふようになっておりましたけれども、本案におきましては「令狀に夜間でも執行することが出来る」といふ記載がなければいけない。そういうことにしまして令狀主義を徹底させておる点が現行法と違ふわけでありま

す。次に百十七條、これは現行法の百五十六條と同旨であります。次に百十八條、これも現行法の百六十二條と同旨であります。次に百十九條、これは現行法の百四十五條の規定と同旨であります。次に百二十條、これは現行法の百六十三條の規定と同旨であります。

蒙むる危険がないように、そういう危険を避けられるようにしておる点が多

○委員長(伊藤修君) 第十章の檢証の御説明を願つておきます。

○政府委員(宮下明義君) 第十章檢証について御説明申し上げます。百二十八條の、裁判所が事實発見のため檢証ができるという根拠規定は、現行法と同様であります。ただ檢証につきまして、後に御説明申し上げますように、身体檢査のための規定を特に數條條設けました点が著しく現行法と異なつております。百二十九條、これは現行法と同様であるが、御了承願ひたいと思ひます。百二十九條につきましては、檢証について必要に應じて身体

の檢査、

死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊、その他必要な強制力を行使し得るといふ根拠規定を設けて、これも現行法と同様の規定でございます。

第三百三十條、日出前、日没後には、住居主若しくは看守者、その他のものの承諾がなければ、検証のために人の住居、人の看守する邸宅、建築物若しくは船舶内等に入ることができないという規定も現行法と同様でございます。次に百三十一條でございますが、これは検証のために人の身体検査する場合でございますが、この検証のためには、百三十一條以下数條に新しい規定を設けたわけでございます。すなはち百三十一條におきましては「身体検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名譽を害しないように注意しなければならない」という規定を特に設けて、「女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない」という規定を第二項に設けたわけでございます。

次に、百三十二條におきましては、裁判所が身体検査のために、被告人以外のものを召喚することができるといふ根拠規定を新たに設けました。現行法におきましては、被告人以外の者を身体検査のために召喚することはできなかつたわけでございます。検証のために、現行法においても、身体検査ということは可能であつたのでありますが、その身体検査のために裁判所に召喚するといふ根拠規定がございまして、現場に裁判所が出張いたしましたし、被告人以外の者の身体検査をい

たさうという場合にも、窮極において、その者がその現場から逃走等を行つた場合には、裁判所として何ともし手段がなかつたのでございしますが、改正案におきましては、これらの点を整理いたしました。必要に応じて被告人以外の者の召喚ができるということにいたしましたのであります。尚被告人につきましては、被告人自体として召喚の規定によつて召喚ができませんので、訊問のために限らず、身体検査のために召喚ができるということになつております。

次に、百三十三條は、身体検査のために召喚を受けた者が、正当の理由がなく出頭しない場合における過料の制裁と、それから費用の賠償を命ずることができると規定されております。

百三十四條は、身体検査のために召喚を受け、正当な理由がなく出頭しない者に対しては、百三十三條によつて過料又は費用の賠償を命ずる外に、刑罰といたしましては、五千元以下の罰金又は拘留に処することといたしました。情状によつて罰金及び拘留を併科することもでき得るようになしたわけでありまして、この百三十三條及び百三十四條は、証人の召喚に應じない場合の制裁と歩調を同じくいたしてございまして、今回の改正案におきましては、一般の國民の刑事裁判に対する協力というものを特に要望いたさなければならぬと関係から、証人が召喚を受けて出頭しない場合、或いは身体検査のために召喚を受けて出頭しない場合の制裁といふものを特に強化いたしましたのでございます。

次に百三十五條は、身体検査のために召喚をいたした者が、それに應じな

い場合には、更にこれを召喚することでもできるし、又はこれを勾引することでもできる。こういう勾引の根拠規定を置いたわけでございます。百三十六條は、身体検査のための召喚及び身体検査のための勾引について召喚及び勾引の規定を準用した準用規定でございます。百三十七條は、被告人又は被告人以外の者が、正当な理由がなく、裁判所の身体検査を拒んだ場合には、これに対して五千元以下の過料に処し、又は費用の賠償を命ずることができるといふ制裁規定を設け、更に百三十八條におきましては、被告人又は被告人以外の者が、正当な理由がなく、身体検査を拒んだ場合には五千元以下の罰金又は拘留に処することによつて罰金及び拘留を併科することができるといふ、身体検査を拒んだ場合の制裁規定を設けたわけでございます。この点におきまして被告人以外の者については別に問題がございせんが、被告人の身体をその意に反して検査するといふことは、憲法の三十八條第一項の「何人も、自己に不利な供述を強要されない」といふ規定に反するのではないかと一部議論があるものでございまして、併しながら立案当局といたしましては、この憲法第三十八條第一項は「供述を強要されない」だけであつて、身体検査を拒むことには、たとえその身体検査を受ける者が被告人でございしても、敢えて憲法に反するものではないといふ見解から、この規定を設けたわけでございます。尚この点に關しまして最近におけるアメリカ各州の判例も十分に研究いたしまして、一部の日本の學者において、被告人の身体検査といふものは、

結局供述を強要することになるので、憲法違反であるといふ説をなす者がございするが、日本の憲法が或る部分において、その母法といたしたアメリカ合衆國及びアメリカ各州の憲法の類似の規定に基きまして各州裁判所の判例においても、最近におきましては被告人の身体検査は必ずしも憲法違反でないといふ結論になつておりますので、この規定を設けたわけでございます。

次に百三十九條は、これまで御説明申し上げましたように、結局被告人又は被告人以外の者の身体検査といふものは、その者の名譽を害するし、いろいろな点で人権に影響がございするもので、でき得るならば十分に身体検査を受ける者の意向を付度して、その者の名譽を害しない適當な方法でいたさなければならぬ。それでも尚納得しない場合には間接強制の規定を設けて、その承諾を強制するといふ建前を採つたわけでございますが、このようにいたしたとしても、尚且つ身体検査を拒む場合には、結局裁判所が有罪の証拠を集めることが不可能になりますので、その場合には百三十九條で過料を処しても、或いは刑罰を科したとしても効果がないと認められる場合には、そのまま実力を行使いたしまして、身体検査を行うことができるといふ規定を設けたわけでございます。勿論この場合におきましても、裁判所はその方法を十分に考慮しなければならぬことは申すまでもないことでございまして。

次に百四十條は、裁判所が身体検査を拒否する者に対して過料を科し、又は百三十九條の規定によりまし

て、実力を以て身体検査をいたします場合においては、予め十分に檢察官の意見を聴きまして、身体検査を受ける者の異議の理由が邦辺にあるかといふことを、十分に知るよう努力しなければならぬといふ規定を設けまして、その異議の理由を十分に考へてやりまして、被告人又は被告人以外の者が納得するよう努力せよといふ規定を設けたわけでございます。百四十一條の検証に際して「司法警察職員に補助をさせることができる」といふ規定は、現行法と同様でございます。次に百四十二條の検証について搜索の規定を準用いたしました。これも現行法と変わりございません。

○委員（伊藤修吉） 以上第九章、第十章に對するところの説明に對して御質疑がございしますか。

○大野幸一君 この搜索、検証は人権を尊重するために大切な章であるのであります。ここで大分詳しく人権が尊重されておるようでありまして、この條文にも「急速を要する場合は、この限りでない」、こういうふうに言つてあるのであります。本法第一條には「迅速に」といふ言葉が使つてあります。「刑罰法令を適正且つ迅速に適用する」ことを目的とする、この刑事訴訟法は迅速にやらなければいけません。ここに言う、いわゆる「急速」といふ場合とだけだけ違ふか、御説明によると、只今、特に急速を要する場合は、と、こういうふうにおつしやつて、特にという字を言葉の中に入れておいて、なりませんが、條文にはそういうことが書いてありません。或いは事情を考慮してと、こういうときに、説明の上では十分事情を考慮してという説明

うかと考えております。併しなから趣

して、被告人以外の者の身体検査をい
に召喚をいたした者が、それに應じな
て、被告人の身体検査というものは、
し、又は百三十九條の規定によりまし
上では十分事情を考慮してという説明

になつておる。そういう言葉が入つて
おる。そこで私の憂うるのは、急速の
場合をもう少し文字を強く制限したら
どうかと思うんだが、これで差支ない
かどうかということをお伺いしたい。
それから順次御質問を続けたいと思ひ
ます。

○政府委員(宮下明義君) 御質問の点
は、百三十三條第二項におきまして、差
押状又は搜索状を執行する者、つまり
執行者でありますが、この者は予め
執行の日時、場所を、前項の規定によ
つて、立会権を持つております檢察官
被告人又は弁護人に通知をしなければ
ならない。但し、これらの立会権を持
つた者が、予め裁判所に立会わない意
思を明示した場合及び急速を要する場
合は、この限りでないという規定がご
ざいます。この規定が百四十二條によ
りまして、檢証にも準用になつており
ます。それから百五條で「女子の身
体について搜索状の執行をする場合に
は、成年の女子をこれに立ちあわせな
ければならない。但し、急速を要する
場合は、この限りでない。」こうなつ
ておるわけでありまして、これらの規定
の急速を要する場合に、この本則を排
除する理由如何という御質問と考える
のであります。勿論今回の改正案
が、現行法よりも一層人權の尊重とい
うことを、更に一步を進めております
るので、現行法においても、これと同
趣旨の規定があるのであります。本
則を活かすような運用がなされなけれ
ばならないと、こう考へておるのであ
ります。併しながらこの百三十三條第二
項等の規定は、或いは裁判所が受命判
事によりまして、急速に差押又は搜索

をしなればならない場合もございま
するし、又受託裁判所が囑託を受けま
して、急速に差押、搜索等をいたさな
ければならない場合もございます。の
で、このような除外がございませんと、
裁判所の活動が、場合によりまし
ては不可能になりますので、このよ
うな急速を要する場合の除外規定を設
けてあるのであります。これを全然削
除してしまふというの如何なものか
と考えられますし、要するに今後は、
改正案全体の趣旨によりまして、事急
を要しまして、通知をしておれない、
或いは成年の女子の立会いをし兼ねる
という場合に、この但書が動いて参る
と、こう考へております。第一條の刑
事訴訟を迅速に行わなければならない
という場合よりも、更に一層制限され
た、事急を要する場合であらうと考へ
ております。

○大野幸一君 この百五條の弁護人を
削つたという御説明ですが、その削つ
た理由を御説明願ひたいと思ひます。
弁護人であつても、或いは特定の事件
に弁護人となつた以上は、弁護人と同
様に、その特定の事件については同じ
ように考へられるのですが、政府の所
見は如何でしょうか。

○政府委員(宮下明義君) 弁護人を削
りました。弁護士の職にある者或い
はあつた者が、現行法通り存置してご
ざいますので、多くの弁護人は、この
弁護士によつて、本條によりまして押
収拒否権というものを行使し得ると考
へております。ただ弁護人を削りまし
たために、弁護士でなくして弁護人に
なるところのいわゆる特別弁護人が、
この規定によつて押収拒否権を行使
し得ない結果になるわけでございます

るが、これらの特別弁護人というもの
は、むしろ被告人との特殊の關係を考
慮して、弁護士では附け得ない被告人
の性格等の弁論、或いは特殊な術技を
要します計算關係等の弁論等をいた
すために、特別弁護人という制度があ
るわけでございますが、これらのもの
は必ずしも一般の弁護士と異りました
て、業務上或る者の委託を受けて物を
保管しておるという場合は少いと考へ
ます。又特殊な關係にある者が、
この條文によつて押収拒否権を行使す
るといふことは如何なものかという考
慮をいたしました結果、弁護人を削つ
たわけでございます。併しながら只今
申上げましたように、弁護人が残つて
おりますので、大多数の場合は弁護
人はこの弁護士で押収拒否権を行使し
得るといふことになるわけございま
す。

○大野幸一君 百七條の、差押状又は
搜索状に對し「裁判長が、これに記名
押印しなければならぬ」と、こうな
つておるが、こういう場合に記名押印
で足りるというものは、ちよつと思議
に思ふのであります。現行刑事訴訟法
において行われておる逮捕状において
も、裁判長が署名捺印しなければなら
ないといふことになつていても、我々
が見聞したところによると、面倒だか
ら判事さんが名前を書いて、何通も書
記の所に預けて置くというやうなこと
が行われておる。これでは結局、裁判
長の判といふのは裁判所にあるのだら
うから、いわゆる裁判所書記あたり
が、幾らでも電話で以て裁判所と連絡
して捺印して置く、こういうやうな
結果になつて、これはやはり署名捺印
にしなければ慎重を欠くと思ふのです

が、如何なる見解ですか。
○政府委員(宮下明義君) 現行法の百
五十條に、裁判所の押収、搜索命令狀
という制度があるのであります。この
場合におきましても、現行法百五十
條第二項において、命令狀には裁判長
が記名捺印をする、こうなつており
ます。又現行法においては、勾引狀、
勾留狀等も裁判長の記名捺印という制
度にいたしておるのであります。この
現行法の制度を改正案においても踏襲
いたしたわけでございます。勿論
裁判書或いは公判調書は、嚴格に裁判
長又は裁判官の署名捺印ということ
を求めておるわけでありまして、大体
におきましては、これらの令狀につき
ましては、必ずしもそれまでの必要
がないのではないかと考へる方か
ら、現行法を踏襲いたしまして記名押
印という形にいたしましたわけございま
す。

○大野幸一君 百三十一條の身体検査
については、その性別、健康狀態等を
考慮した上、特にその方法に注意し、
その者の名譽を害しないやうに注意し
なければならぬ、こう書いてあり
ますが、私はその名譽の中には、羞恥
心も含めなければならぬ。詳しく
言へばその名譽を害し又はその羞恥心
を傷けないやうに注意しなければなら
ないと思ふのですが、名譽の中に羞恥
心を含むと解釈してよいかどうかとい
うことをお尋ねします。

○政府委員(宮下明義君) 名譽と使
います場合にはその人の信用等に対する
社会的な批判、社会的な評價であらう
と考へておりますが、御指摘のよう
な、羞恥心までが名譽という言葉に入
るかどうかという点はやや疑問があろ
うかと考へております。併しながら趣
旨におきましては、身体検査について
その者の名譽ばかりでなくして、羞恥
心等も十分に顧慮してやらなければなら
ないというのが、この改正案の要求
しているところであらうと考へており
ます。

○大野幸一君 百三十四條の、召喚に
應じない制裁として、五千元以下の罰
金又は拘留に処するといふのを、御説
明によると罰金として罰金又は拘留に
処するといふことであるが、一体
これは刑罰としてやるのが適當かど
うか、或いは又行政罰の性質を持つて
いやしないかと考へます。國家の
搜索に協力するといふ者も、それは必
要であるけれども、併しそれを直ちに
刑罰といふことに對しては、國民に對
して甚だ過酷に失しはしないかと思
うのですが、これは行政罰という見方
か、刑罰という見方か、それは立法者
はどつちでも構わぬ、かういふよう
に學者の説に任して置くのか、刑罰と
いうことで主張されるかどうかとい
うことをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 百三十四條
に規定いたしましたところの五千元
以下の罰金又は拘留、これは明らかに
刑罰であると、こう考へております。
従ひましてこの刑罰に処します場合
においては、正式に檢察官の起訴を要
し、刑事訴訟手続によつて初めてこの
刑罰を科し得るわけでございます。百
三十三條の過料、これは明瞭に刑罰で
はございませぬが、百三十四條の方は
刑罰と考へております。このやうな身
体検査のために召喚を受けた者が出
頭しない場合、或いは証人が召喚を受
けて出頭しない場合に、過料のみを以

てその制裁とするか、或いは進んで刑罰を科するかと考へることは、一つの立法政策になるかと考へますが、日本の刑事訴訟におきましては、英米のごとくコンテンプト・オブ・コート、包括的な制度が運用されておられませんので、或いは証人が召喚を受けて出頭しない場合に過料を科する、そのように個々の場合に過料を科する、そのようでありませんが、これでは円滑な刑事訴訟の運用ができ兼ねるというところから、英米のコンテンプト・オブ・コートの精神を採り入れまして、事情によりましては刑罰を科し得るという形にいたしまして、制裁を強化いたしましたわけでございます。

○大野幸一君 最後に女子の身体の意味の中に、女子の陰部は含れるのか含れないのか、お尋ねしたい。これは話らないようなことであるから、それとも、重大なことと思ひますから、その場合に裁判所から女子の陰部を検査することができるといふことについて、お尋ねして置きたい。

○政府委員(宮下明義君) ただその構造等を観察いたします場合には、或いは、言ひ換へますれば、或いは強姦の被害者が性交能力があるかどうかという点を観察いたします場合には、或いは、やはり検査としての身体検査として女子の陰部を検査し得る、こう考へております。女子が性病を持つておるかどうかという点まで調べるという場合には、検査としての身体検査ではなくして、後にございます鑑定としての身体検査といふことになりかと考へておりますが、いずれにいたしましても、検証のための身体検査に際しましては、女子の陰部だけを見得る、こ

う考へております。

○鬼丸義重君 一点だけ、百二十六條にありますが「檢察事務官又は司法警察職員は、勾引状又は勾留状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、若しくは船舶内に入り、被告人の搜索をすることができ、この場合には、搜索状は、これを必要としない。」かやうにありますが、勾留状及び勾引状の要件としてありますのは、第六十四條によつて、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所、勾留すべき監獄、その他有効期限等を書いてありますので、勿論何人の住居、或いは邸宅、建造物内にも、苟も勾留状、勾引状を以て対人搜索をいたします場合には、その勾引状、或いは勾留状に何場所の指定がなくとも、何人の家にも自由に入ることでござんといふに解釈いたしておられますが、そういうふうに見てよろしいのか、どうか。

○政府委員(宮下明義君) 御質問のよりに、百二十六條の場合におきまして、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、若しくは船舶の内に入り得る場合といふのは、特に場所の制限というものは規定してございせんので、何人の家にも入り得るといふ結論にならうと考へております。で、この規定は、憲法三十五條によりまして、搜索については必ず令状を必要とする、こゝなつておりました、但し憲法三十三條の場合は除外する、こゝなつております。三十三條の場合は、現行犯として逮捕する場合、又は権限を有する司法官憲が発した令状によつて逮捕をいたす場合には、必ずしも搜索令状が

なくして、他人の住居等に入りまして搜索することができるといふ憲法第三十五條の規定がございまして、それを受けてこのような規定を設けたわけでございます。勿論御指摘のようにやや不安の感無きしもございしますが、この百二十六條によりまして搜索は、被告人の搜索だけでありまして、現場において従来行われておりましたガサ、つまり現場の物の搜索といふことはいたさないものでありますので、必ずしも御心配がないのではないかと、このように考へております。

○鬼丸義重君 百二十七條によりまして、百一十一條、百一十二條、百一十四條及び百一十八條の規定の準用がありまして、勾引状、勾留状執行に当りましては、相当な強行手段を用いることを許されておりますので、若しこれを殆んど無制限に勾留状、勾引状がある限りにおいては、何人の家でも自由に強行搜索をなし得ることにして置いて、果してこの我々の居住権の保障が完うし得ることができたらうかといふことについて、非常な不安を感じますのみならず、恐らくは憲法第三十五條の規定におきましてもそれ程までの私は廣義に解すべきものではないと感じておりますが、その点政府委員はどうでしようか。

○政府委員(宮下明義君) 勾引状、勾留状といふものは、必ずしもこれを執行する場所といふものを特定しておりません。勾引される対象或いは勾留される対象を特定しておるだけでございします。でこの勾引状又は勾留状を持つて勾引すべき被告人、或いは勾留すべき被告人を捜して、その執行をいたすわけでございしますが、必ずしもその

人間が、或る特定の場所におけるといふことは限りませんので、その勾引状、勾留状によつて、適宜その対象となる人間のおる場所を捜して、その家の内に入つてその執行をいたすわけでありますが、勿論この場合におきましては、勝手に何人の家にも入るといふことは、檢察事務官又は司法警察職員といたしましては適当でないものでありまして、十分にその人間が、その家におりそうな状況といふものがあります場合に、初めて入つて行くという運用にならうかと考へます。法律の規定の上におきましては、必ずしも入り得る場所を限定してはございせんが、實際にこの條文を活用いたします場合には、特別な状況がありまして、その勾引又は勾留の対象となるべき人のおりそうな住居、その他に入ると、こゝういふことにならうと考へております。

○鬼丸義重君 一例を挙げますと、勾留状及び勾引状がありまして、それを荷くも携へておりましたならば、無鉄砲にどこまでも入るといふことは、檢察官、檢察事務官、或いは司法警察職員としてはあり得べからざるに拘わらず、法規の上において自由に入り得ることになり、やがては錠を外し、封を開き、その他必要な処分をなし得るといふ、例えば、百一十一條の規定等でございます。それで、そういうようなことで以て嚴格に一方においては規定をなしながら、他方においてこゝういふような大きな穴を作つて置いて、果して憲法の趣旨に適合するものと政府はお考へになつておるかどうか。又これに対して物件の搜索等については、物の指定を法律は嚴格に規定してあります。然るに逮捕の場合については何らそれにつ

いて法的制限がない、勾引状、勾留状がある限りは、何人の家にも自由に入つて行つて、錠もあけることができる、封も開くことができるというところに置いて、我々の一体民主國民の権利といふものは保障されるものと御覽になつておるかどうか。重ねてこの点を伺ひたいとします。

尙又規定の上において、その制約規定が技術的に非常にむずかしいといふのであるならば、まだしもであります。が、手放しでこゝういふようなことの規定をなしますことは、却つて我々の居住権といふものは、全くこれはも不安の中に置かれるようなことになりますので、併せてこの点も重ねて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 御心配の点、誠に御尤もと考へる次第であります。併しながら一面被告人又は被疑者といふものを極力追及いたしまして、これを勾引し、勾留し、又は逮捕しなければならぬといふのも、國家社会の要請であらうかと存じます。勾引状、勾留状につきまして、或る特定の場所のみを指定しまして、それ以外の場所でのこの令状を執行してはならないといふ建前にいたしますと、人間といふものは動いておりますので、實際問題といたしましては、勾引状、又は勾留状の執行が大多数の場合不可能になつて来るのではないかと考へます。或いは勾引状、勾留状を執行するため、その被告人の住居に参りましたならば、これを察知いたしましたので、その被告人が逃げたといふような場合には、それを追跡して、他の人の住居等に入つて行かなければならない場合もございしますし、事情によりまして

は、必ずしも被告人の住居でない場所
よりに配慮したわけでありまして。
人又は本人の属する公場所から、職務
第四百十六條は、従来の規定を整理
拒否権の範圍を狭め、整理したたわ

しても、検視のための身体検査に際しては、司法官憲が発した令状によつて逮捕をいたす場合には、必ずしも捜索令状が

き被告人を捜して、その執行をいたすわけでございますが、必ずしもその

法律は厳格に規定してあります。然るに入つて行ななければならぬ場合もございしますし、事情によりまして

は、必ずしも被告人の住居でない場所においても、その執行をしなければならぬ必要もございします。人権の尊重と公共の福祉という両方面の要請を十分に考慮いたしまして、その中間の線を引く意味において、この規定を設けた次第でございます。

○第九條 被告人を捜索して、逮捕して、そのうちに治安の維持をなさなければならぬことは言うまでもありませんが、併しながら一方においては、犯人を隠匿いたすものならば、それについて重大なる隠匿者に対する刑事責任がある。そういう意味においては、一般を戒めず規定というものは、厳格なる実体法規定によつて、それを規定して戒めたら、その点で十分でないかと思ひます。若しそういうようなこととして、自由に、令状ある限りにおいて軒並にやられましたならば、我々の居住権というものも、果して安住することができなくなるかという点に對して、非常に不安を感じざるを得ないと思ひます。これ以上議論いたしても致し方ありませんが、余りにも手放しの規定のように思ひますので、伺つたのであります。

○政府委員(宮下明義君) 御心配の点、立案當局といたしても十分に考慮いたしたのであります。勾引状、勾留状を執行いたします場合には、人の住宅だけでなく、場合によつては旅館その他の場所も対象にいたさなければなりませんので、御心配のような点もあるのではあります。百二十六條のような規定を置きまして、被告人の勾引、勾留或いは被疑者の逮捕ということが、十分に達し得る

ように配慮いたしたわけであり。併しながら御質問のように、勾引状、勾留状を持つておりますからと言つて、何らその家にその被告人がおりやうもないような家を軒並に入つて歩くというならば、それは司法警察職員としては明らかに権限の濫用であると考へております。

○委員(伊藤修善君) 他に御質疑はありませんか。それでは第十一章証人尋問のところを御説明願ひます。

○政府委員(宮下明義君) 第十一章証人尋問の章を御説明申し上げます。改正案におきましては、被告人尋問の章を総則から削除いたしまして、被告人尋問は、ただ公判の三百一十一條の規定によりまして、必要がある場合に、裁判所が適宜必要な事項の供述を求めるといふ規定だけを置きまして、従来行われておりましたような、裁判所が公判の先ず冒頭において、被告人を詳しく尋問するといふ立て方を、改正案においては止めて、その代りに、その被告人の有罪を立証いたしますのには、先ず証人、書面、物等の証拠によりまして認定をするといふ建前を取りました関係上、証人尋問というものの今回の改正案においては、可なり重点を置きまして改正をいたした次第であります。

先ず百四十三條の裁判所が何人でも証人としてこれを尋問することができるといふ根拠規定は、現行法と同様であります。「この法律に特別の定めのある場合」と申しますのは、本章の後の條文でございます。

百四十四條の、公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本

人又は本人の属する公務所から、職務上の秘密に關するものであるといふことを申立てた場合には、当該監督官廳の承諾がなければ証人として尋問することができない。この規定は現行法と殆んど変わりございません。ただ現行法におきましては、特別の官吏につきましては勅許を要するといふ規定を設けてあつたのであります。新憲法下におきましては、勅許にかからしめるというところは、憲法違反の疑ひもございします。この規定を削除いたしまして、当該監督官廳は國の重大な利益を害する場合はこれを除いて、この承諾を拒むことができないといふ但書を設けたわけでございます。

百四十五條につきましては、百四十四條の規定によつて、公務員又は公務員であつた者が、職務上の秘密に關するものであることを申立てるのであります。その場合に於いて百四十五條第一号に於ける衆議院議員、参議院議員又はこれらの職に在つた者、第二号の内閣総理大臣その他の國務大臣、又はその職に在つた者は、いわゆる監督官廳といふものがない公務員でありますので、百四十四條の規定によりません。百四十五條で衆議院議員、参議院議員につきましては、その院の承諾がなければ証人として尋問することができない。内閣総理大臣、その他の國務大臣につきましては、内閣の承諾がなければ証人としてこれを尋問することができない。この規定を置いたわけであり。而して「衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合はこれを除いては、承諾を拒むことができない。」とこのようにいたしたわけであり。

第百四十六條は、従来の規定を整理いたしまして、証言拒否に關する規定を百四十六條と百四十七條の二つの條文に整理いたしたわけであり。百四十六條は何人も自分が刑事訴訟を受ける、或いは自分がすでに起訴されております場合に、有罪判決を受ける虞のある証言は拒むことができる。これは憲法三十八條第一項に基きまして、自分自身を危険に陥れるような証言は、絶対に強制されないといふ趣旨に基いての規定であります。尙百四十七條は、何人も百四十七條第一号乃至第三号に掲げるものは、刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。これも従来の規定が可なり廣範圍でありまして、而もこのような關係があり得る場合には、如何なる証言もすべて拒否できるといふ形になつておつたのであります。が、例えて申しますれば、親族のうち血族は、従来四親等でありましたのを三親等に減じ、姻族につきましては三親等でありましたのを二親等に減じましたし、その他條文を整理いたしまして、証言拒否をなし得る範圍といふものを狭くいたしております。尙拒否できる証言は、すべての証言ではありませんが、刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言のみを拒否できると、このようにいたしたわけであり。この百四十六條、百四十七條の意味は、これからの刑事訴訟におきましては、無暗に証言を拒否されまうと、被告人は終始黙秘権を持つておりますし、他の証人によつて証言を得ることも不可能となるといふことを考慮いたしまして、従来の証言拒否権の範圍を狭め、整理いたしたわけでございます。

百四十八條は、現行法に於ける規定と同様でありまして、共犯又は共同被告人の一人又は数人に対して、前條の親族、後見人、後見監督人、保佐人等の關係がある者でありまして、他の共犯又は共同被告人のみに關する事項については、証言を拒むことはできないといひました。

次に百四十九條の規定は、最前押收拒否権について御説明いたしたところと同様「医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に關するものについては、証言を拒むことができる。」と、これは現行法にもある規定でありまして、押收拒否権について整理をいたしましてと同様、或る程度の整理をいたしまして、やはり証言拒否権の範圍を幾分狭めたわけでございます。この百四十九條の証言拒否権も、但書の場合に於いて、その本人が承諾しておる場合、又は証言の拒絶がただ單に被告人の利益のためのみを考へまして、權利の濫用と考へられる場合、その他裁判所の規則で定められた事由がある場合には、証言拒否権がないといふことといたしたわけでございます。

次に百五十條及び百五十一條は、召喚を受けた証人が、正当な理由がなく出頭しない場合における制裁の強化の規定でございます。百五十條におきましては、五千円の過料且つ費用の賠償を命ずるといふことといたしまして、百五十一條におきましては、刑罰として五千円以下の罰金又は拘留に処

は、百四十六條は、従来の規定を整理いたしまして、証言拒否に關する規定を百四十六條と百四十七條の二つの條文に整理いたしたわけであり。百四十六條は何人も自分が刑事訴訟を受ける、或いは自分がすでに起訴されております場合に、有罪判決を受ける虞のある証言は拒むことができる。これは憲法三十八條第一項に基きまして、自分自身を危険に陥れるような証言は、絶対に強制されないといふ趣旨に基いての規定であります。尙百四十七條は、何人も百四十七條第一号乃至第三号に掲げるものは、刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。これも従来の規定が可なり廣範圍でありまして、而もこのような關係があり得る場合には、如何なる証言もすべて拒否できるといふ形になつておつたのであります。が、例えて申しますれば、親族のうち血族は、従来四親等でありましたのを三親等に減じ、姻族につきましては三親等でありましたのを二親等に減じましたし、その他條文を整理いたしまして、証言拒否をなし得る範圍といふものを狭くいたしております。尙拒否できる証言は、すべての証言ではありませんが、刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言のみを拒否できると、このようにいたしたわけであり。この百四十六條、百四十七條の意味は、これからの刑事訴訟におきましては、無暗に証言を拒否されまうと、被告人は終始黙秘権を持つておりますし、他の証人によつて証言を得ることも不可能となるといふことを考慮いたしまして、従来の証言拒否権の範圍を狭め、整理いたしたわけでございます。

百四十八條は、現行法に於ける規定と同様でありまして、共犯又は共同被告人の一人又は数人に対して、前條の親族、後見人、後見監督人、保佐人等の關係がある者でありまして、他の共犯又は共同被告人のみに關する事項については、証言を拒むことはできないといひました。

次に百四十九條の規定は、最前押收拒否権について御説明いたしたところと同様「医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に關するものについては、証言を拒むことができる。」と、これは現行法にもある規定でありまして、押收拒否権について整理をいたしましてと同様、或る程度の整理をいたしまして、やはり証言拒否権の範圍を幾分狭めたわけでございます。この百四十九條の証言拒否権も、但書の場合に於いて、その本人が承諾しておる場合、又は証言の拒絶がただ單に被告人の利益のためのみを考へまして、權利の濫用と考へられる場合、その他裁判所の規則で定められた事由がある場合には、証言拒否権がないといふことといたしたわけでございます。

次に百五十條及び百五十一條は、召喚を受けた証人が、正当な理由がなく出頭しない場合における制裁の強化の規定でございます。百五十條におきましては、五千円の過料且つ費用の賠償を命ずるといふことといたしまして、百五十一條におきましては、刑罰として五千円以下の罰金又は拘留に処

たしまして、更に事情によりましては百六十一條で「五千円以下の罰金又は拘留に処する」ことができる、こういう規定を設けたわけであります。その趣旨は最前より説明いたしておるところであります。

次に百六十二條の「裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。」「同行に應じないときは、これを勾引する」ことができる。」という規定は現行法と同様であります。次に百六十三條の「裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託すること」ができる。』、という規定は現行法と同様であります。この規定は百五十八條

で、裁判所外の例外の場合の証人尋問を、この百六十三條によつて、受命裁判官或いは受託裁判官になさしめ得るということになるわけであります。百六十四條の「証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。」、併しなから「正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、その請求権がない」という規定は現行法と同様であります。

○委員長（伊藤修憲） では本章に対する質疑は千歳に譲りたいと思います。

向この際お諮りしたいことがあり、まずから御報告申し上げます。治安及び地方制度委員会から、同委員会に附託せられておるところの警察官職務執行法案、この審議に際しまして司法委員会と合同審査をいたしたいと、こういう申出がありましたから、これは本刑事訴訟法の法案とは至大の関係を有しておりますから、この申込を承諾

判所の規則で定める事由がある場合と
うふうにいたしまするならば、どん

て、宣誓をさせないで尋問をせよとい
が予め裁判所に立会わない意思を明示
しておいた場合には通知しなくてもよ
の尋問、即ち受命判事、受託判事等に
よつてなされず尋問につきまして
証言を拒んだ場合の制裁規定であり
まして、過料の制裁は五千円に強化い
本刑事訴訟法の法案とは至大の關係を
有しておりますから、この申込を承諾

いたしました。本委員会において連合
委員会を開くということにいたしたい
と思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(伊藤雄) それではさよう
決定いたします。従つてその連合委員
会は、明後日の午前十時から開かれる
旨の申出でありますから、御了承を
願ひたいと思ひます。午後は一時半か
ら再開いたします。これを以て休憩い
たします。

午後一時五十三分開会
○委員(伊藤雄) 午前引続きま
して、司法委員会を開会いたします。
刑事訴訟法を改正する法律案について
引続き審議を継続いたします。午前中
の御説明に対して、御質疑ありません
ですか。

○委員(伊藤雄) 第四百四十六條の「何人
も、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪
判決を受ける虞のある証言を拒むこと
ができる。」というふうになつてお
ります。これはただ有罪判決を受
ける場合にのみ限定されておりますの
は、非常に狭きに失してあります。と
思ひます。人として恐れること
は、單り有罪の場合のみならず、情狀
等に関しても、有罪判決を受ける
以上大きな本人に痛痒を感じます
場合があるであります。その場合に
ならず、何人も名誉を重んじ、名誉によ
つて生きておるといふような場合も沢
山あり得ると思ひます。なぜ今度はこ
ういふに從來の刑事訴訟法を改め
て、証人範囲といふものを縮小したか
という、この理由をこの際承わりたい
と思ひます。少くとも自己の權利を著

しく不利益に導くようなことを強いる
ことは、暴力以上の大きな圧迫だと思
ひます。この点について一應御説明を
伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義) 現行刑事訴
訟法の百八十八條によりまして、証言
をすることによつて、自己又は自己と
百八十六條第一項の關係のある者が刑
事訴訟を受ける虞れがあるときは証言
を拒むことができるという規定があつ
たわけでありまして、従ひまして、被告
人に関する限りにおきましては、現行
法百八十八條をさして狭めたというこ
とはできないと考へております。ただ
現行法においては、二百二條の規定が
ございまして、証人の供述が、証人若
しくはこれと百八十六條第一項の關係
のある者の恥辱に帰し又はその財産上
に重大なる損害を生ずる虞れがあると
きは、宣誓をさせないでこれを質問す
ることができるといふ規定があつたの
であります。この二百二條の規定
は、今回の改正案では削除いたしてご
ざいます。

次に現行法の百八十六條によりまし
て、被告人の配偶者その他の親族、
被告人の後見人、後見監督人、保佐人、
或いは被告人の後見人、後見監督人又
は保佐人とする者は、その關係があり
ますれば、何らの事情を述べることな
しに、すべての証言を拒むことができ
るという規定があつたわけでありま
す。この百八十六條の規定は、改正案
の百四十七條のごとき、その範圍を狭
めると同時に、拒否し得る証言の
事項を制限いたしました。刑事訴訟を
受ける虞れ又は有罪の判決を受ける虞
れのある証言のみを拒むことができる
というふうに制限したわけであり

ます。このように二百二條を削除いた
し、百八十六條の範圍及び事項を制限
いたしました趣旨は、今回の改正案
が、被告人に終始沈黙する權利、陳述
を拒否する權利を與へました半面、一
般國民は刑事訴訟に十分に協力しなけ
ればならないという趣旨から、現行法
の百八十六條のごとき、親族等の關係
がありまして、それだけですべての
証言を拒んでしまふというのでは、刑
事裁判を遂行し兼ねるのではないかと
又一面逆に考へますと、被告人の有
利の証人であり得る場合ならば、た
とえこの現行法百八十六條のごとき關
係のあり得る者であつても、必ずし
も全面的に証言を拒否する必要はない
のでありまして、有利な証言はどん
どん証言して黙るべきものという考へ
もございまして、改正案百四十七條の
ごとき、刑事訴訟を受ける虞れのある
供述又は有罪の判決を受ける虞れのある
供述だけを拒むことができる、こ
れは憲法から申しまして、これらの
供述を強要するといふことは、憲法上
でき得ないことであるので、刑事
訴訟法の上においては、この憲法の條
で止めまして、廣く一般に供述を求め
得るといふ建前に改めたわけござい
ます。この点が鬼丸委員は証人の名譽
心或いは恥辱心、財産上の利益、その
他各種の利益を無視して証言を求める
ことになるのではないかと、御
心配いたしておられるわけございま
すが、被告人の徹底した黙秘権を認
めると同時に、この程度の証言を求め
る權利を訴訟法上規定いたしません
と、刑事訴訟の運営ができ兼ねるとい
う趣旨から、このように改正をいたし
たわけでございます。

○鬼丸委員 被告人に黙秘の權利を
與へましたことはさることながら、
その被告人の黙秘権を認めたとによ
つて、何ら第三者の關係なき者に對し
て、自己に刑罰以上の大きな利害關係
等があるような場合があつて
も、それをみずからの口によつて公け
しなればならぬといふことになり
ます。加へる以上大きな利害關係
力を加へる以上大きな利害關係
力。而もそれがみずから求めたる不徳
のために刑事被告人になつておるとい
うなら別であります。何ら自己の責
に帰すべからざる理由によつて、被告
人の沈黙権を認めたとその影響として、
さういふ善意の第三者に對しまして、
さういふ自己を護るの途を法律によつ
てとらしめまうことは、如何にもど
ろも不自然であると思ひます。定めし
この点については原案を作りますとき
にも、当然相當の議論があつたものと
思ひます。若しも他に又この点に對し
ます有力な理由がございましたら、こ
の際御開陳願ひたいと思ひま
す。

それから續いて百四十九條の但書の
末項に「但し、本人が承諾した場合、
証言の拒絶が被告人のためのみにする
權利の濫用と認められる場合その他裁
判所の規則で定める事由がある場合
は、この限りでない。」といふことにな
つております。先程も大野委員から質
問がございました。百四十九條
の前項においては如何にも權利を保護
したるがごとくになつて、実は直ちに
それに対しまして、權利濫用といふこ
とに持つて行つております。百四十九
條の根本的な考え方としては、百四十九
條の百四十七條において御説明申し上げ

たして、百四十七條において御説明申し上げ

たして、百四十七條において御説明申し上げ

ましたことく、一面医師、齒科醫師、弁護士等、百四十九條に列挙いたしました者の業務の保護、及びこれらの業務に従事する者の顧客の保護を図ると同時に、その証言拒否権を余りに強くいたしますと、これ又刑事訴訟の運営に支障を來たすところから、現行法においては但書が、ただ單に本人が承諾した場合だけが例外になつておつたのであります。が、その本人が承諾した場合の例外に、更にその証言拒否が被告人の利益のためにする權利の濫用と考えられる場合、その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、証言を拒否することができないという規定を置きまして、本文の証言拒否権に或る程度の除外事由を規定いたしましたわけであります。それで裁判所の規則で定める事由は何かという御質問でございますが、本文の証言拒否権というものが余りに繰過ぎますと、刑事訴訟の運営上は困る場合が予想されますので、將來裁判所の規則で、本文の証言拒否権に或る程度の制限を設けてもよいという除外事由を規定したわけでございます。現在において具體的な事例というものは必ずしも予想いたしておりません。

○鬼九義書者 一般人に對する証言拒否の範圍は「自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある」場合のみでありまして、ところが百四十九條の方では、医師その他の業務に携わる人が、業務上知り得た事実で他人の秘密となつておりますこの範圍と、それからして百四十六條との範圍には相違があるように思ひます。というのは、百四十九條というものの方では、但書で、被告人のためのみに権利の濫

用をする場合のみは、拒否権が認められぬとなつておりますが、その他は拒否してよろしいということになつております。そこで、というのと、百四十六條の範圍と百四十九條の範圍とは相違ができて来ると思ひます。のみならず、そこへこの百四十九條の但書の「裁判所の規則で定める事由」というのが新しく加わりますから、これですて調整するというお氣持であるのか、若しそういうことであるとすれば、予め予想することができるのでありますから、立派に本文に規定しなければならぬ。法律で以て規定するにあらざれば、いけないことに拘わらず、特に同様なる價值ある事項を裁判所の規則に定めることも許すということはどういうのであるか、況んや只今の説明によりますと、裁判所の規則で定めるという事項というもの、今は予測する何ものもないということに至つては、全然法文の裏に何ら含むものがあるごとくに思ひます。もう少し明確なる法文にしなければならぬのではないかと思ひます。御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 百四十六條及び百四十七條の証言拒否をなし得る事項というものは、自己又は自己と親族關係ある者が刑事訴追を受ける處れのある証言又は有罪判決を受ける處れのある証言と限られておりまして、百四十九條の方の証言拒否の範圍は「業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の祕密に関するもの」でありますので、御指摘のように百四十六條及び百四十七條の証言拒否権の範圍と、百四十九條の証言拒否権の範圍とはその範圍が異つております。言換えます

ると、百四十九條の証言拒否權の方
が、百四十六條、百四十七條の方より
も範圍が廣いところ考えております。
百四十九條におきまして、醫師、齒科
醫師、弁護士、弁理士等が、その業務
上の委託を受けて知つた事実で他人の
秘密に關するものであるというので、
すべて証言を拒否いたしますと、百
四十九條に掲げます職業にある者に
つきましては、適當な証言が得られな
いという結果になりますので、本人
が承諾した場合のみならず、裁判所の
規則で定める事由がある場合には、そ
の証言拒否權を行使することができな
い、除外事由を定めることにいたしま
して、その調節を圖つたわけござい
ます。「裁判所の規則で定める事由」
は、將來裁判所の規則制定委員会等
によりまして、適當なる線が引かれるこ
とを予測いたしてあります。

○大野幸一君 條文の順序に従つてお
尋ねして見ます。先ず冒頭の百四十三
條の「何人でも証人としてこれを尋問
することが出来る。」という意味は、そ
の何人の中には天皇陛下は入るのか入
らないのか、こういう点であります。

○政府委員(宮下明義君) 現在の國法上甚だむつかしい御質問でございますが、現在の解釈といたしましては、天皇は証人尋問の対象となられない、このように解釈いたしております。

○大野峯一君 本員は天皇が証人の資格を有せられることについては、別に天皇の、日本國民統合の象徴である天皇の地位を傷けるものではないと思ひまして、この條文の中には天皇を含むものと解して差支ないものという意見を持つております。まあそれは政府の意見と私の意見との相違点であります

が、それは解家論に任すこととしたしまして、次の條文に移ります。

百四十四條の中頃に「当該監督官廳の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。」。こういう当該官廳の承諾は誰が求めるのでありましょうか。証人自身が求めるのか、尋問者が当該官廳へ求めるのか、裏から言えば、当該官廳の承諾は何人に対してなされるのか、尋問者に対してなされるのであるか、証人に対してなされるのであるか、この解釈を承わりたいと思います。

○政府委員(宮下明義君) 百四十四條本文の「当該監督官廳の承諾」と申しまするのは、尋問をする裁判所又は裁判官が求めるものと解釈いたしております。但し尋問を受ける証人が、適宜自己の監督官廳の承諾を得て参りました、尋問に應ずる場合には、この規定が事実上は働いて来ないことになり得るので、そのような運用もあり得ると、こう考えております。

○大野幸一君 次に百四十七條の「刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。」

この意味は、いわゆる証人の尋問中、その一部に対して証言を拒み得るといふ規定でありますか。

○政府委員(宮下明義君) 御質問の通りと解釈いたしております。現行法によりますと、被告人の配遇者その他の親族等は、その關係がございしますと、すべての証言を拒否できたわけでございますが、百四十七條は、第一号乃至第三号に掲げます事由がある者でありますとも、必ずしも全面的な証言拒否権はない。個々の発問につきまして、刑事訴追を受ける處れ又は有罪判

決を受ける處れのある事項に限つて、証言を拒むことができるというふうに規定を改めたわけでございます。

○大野幸一君　それから百五十條、百五十一條ありますが、百五十條には「召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは」ところあるので「出頭しないときは」ところあるので「召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは」ところあるので、この理由は「証人として召喚を受け正当な理由なく出頭しない者は」と、こういうように、文章が幾分違つて、而も意味は同じようにとれるのですが、この文章を変えたところに何か意味があるのですか、ないのですか。

○政府委員(室下明義君) 百五十一條につきましては、従来の刑罰規定が、何々した者は何々の罰金に処するといふ書き方をするのが通例でございますので、百五十一條のごとく、召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、五千円以下の罰金に処するといふ書き方をしなかつただけでございます。その内容においては全く同様と考えております。

○大野幸一君 次に百五十八條に、裁判所は一定の場合に、必要であるとき裁判所は裁判所にこれを召喚することがで

合のきき尋問順序を変更する規定がなないようであります。これはやはり置く必要があると思いますが、ここにおおききになつた理由をお伺いします。これは公述人から得た注意であります。が、政府の所見を質したいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 公判期日における証人尋問の順序につきましては、三百四條に規定がございまして、その第一項において、先ず裁判長又は陪席の裁判官が尋問をし、第二項にお

いて檢察官、被告人又は弁護が尋問を

くと、そういう頭からできた法律だ

く前の文章は例示的になるので、ここ

府ではお考えがなかつたのでございま

事實の區別をなすかどうかと一に該例を設計し、解明願ふ、かと思ひます。

は、百四十九條といふものの方で以て
但書で、被告人のためのみに権利の濫
百四十九條の証言拒否権の範囲とはそ
の範囲が異つております。言換へます
を持つております。まあそれは政府の
意見と私の意見との相違点であります

拒否権はない。個々の尋問につきまし
て、刑事訴訟を受ける虞れ又は有罪判
その第一項において、先ず裁判長又は
陪席の裁判官が尋問をし、第二項にお

いて檢察官、被告人又は弁護が尋問を
する。この尋問順序の規定が第一
項、第二項にありまゝ關係上、第
三項において、當事者の意見を聴いて
裁判所がその順序を変更するといふ規
定を設けたわけでございます。併しな
がら百五十八條の場合におきまして
は、百五十七條において証人尋問の順
序の規定がないのであります。百五十
七條は第二項において立合権、第三項
において、立合権を有する者が立会つ
た場合に証人尋問権を持つておるとい
うことだけ規定してございまして、こ
の百五十八條の場合における証人尋問
の順序に関する規定がございせん
で、従いまして三百四十三條第三項のご
とく尋問順序の変更に関する規定を設け
なかつたわけでございます。然らば、
この百五十八條の場合の尋問の順序を
どうするかという点は、この法律自体
には規定がございせん、裁判所の
規則に譲られておる。従つて裁判所の
規則が、若し裁判所が先ず尋問して、
その後檢察官、被告人が尋問するとい
う尋問順序の立て方をいたした場合
には、場合によりましては、三百四十三
條第三項のごとき規定が必要になつて來
るのではないかと、こう考へておりま
す。

と、そういう頭からできた法律だ
と、解釈する裁判官、檢察官が非常
に迷う、こういうようなことに私はな
ると思ふのであります。従つてこのい
う場合を、私は政府に一つ例を示して置
いて貰ひたい。これは全裁判官の解釈
資料となるために、例示して置いて貰
ひたい。本日ここで例示の用意がなけ
れば、これは次の委員会でもよろしい
から、二、三の場合について例示し
て置いて貰ひたいと思ふのでありま
す。それは百四十八條の「共犯又は共
同被告人の一人又は数人に対し前條の
關係がある者でも、他の共犯又は共同
被告人のみに關する事項については、
証言を拒むことはできない。」これを
適用する場面に至りますと、相當こ
れは争が起さると思ひます。従つて一
の共犯事件を例に採られて、その例示
をして置いて貰ふことがいいかと思ふ
のであります。次の百四十九條にも
「証言の拒絶が被告人のためのみにす
る権利の濫用、この場合例示はさ
てどういふ場合であるか、これも例示的
に一つ設例を挙げて御説明を、他の機
会でもよろしいから、して置いて頂
きたい。それから兇九委員が御指摘にな
りました通り、その証言拒否権がない
場合に、裁判所の規則で定めること
を、今も尚どんな場合か予想しない
で、漫然と委任しておるといふことの
御説明であつたが、例えばその場合で
も我々の普通の解釈からすると、「権
利の濫用と認められる場合その他」と
いうと、やはり権利の濫用と認められ
るか、これに近いような事項に限つ
て、裁判所が規則で定めることができ
るというようにも解釈することができ
る。「何々その他の場合」といふと、多
く前の文章は例示的になるので、ここ
では例示的に使われたいといふことに
しますか、こういう解釈がなか／＼む
ずかしくなりますから、こういう点で
も一つ次の機会までに、裁判所が規則
を定めるといふのは、まあ、予想すれ
ばこういう事柄だといふくらい例を
用意して置いて頂きたいと思ふのであ
ります。

○政府委員(宮下明義君) 百四十八條
につきましては、現行法にもある規定
であります。百四十九條の但書の
「証言の拒絶が被告人のためのみにす
る権利の濫用と認められる場合その他
裁判所の規則で定める事由がある場
合」といふのは、現行法にない規定で
ございまして、而して只今仰せのあり
ました通り、すべての條文を作ります
場合においては、具体的な事柄といふ
のを十分に検討した結果、條文を書く
のが至当であるといふ御議論は誠に御
尤もでありまして、すべての條文はそ
のようにしてできなければならない
ものと考へておりますが、御承知
のようにこの案自体が非常に急速に各
方面の意見によつて作りましました
上、十分御満足の行くように仔細な検
討がなされておらないという非難は確
かにその通りと考へる次第でありま
す。従いまして百四十八條及び百四十
九條の御指摘の点につきまします具体
的な設例を、次回までに準備してお客
えいたしたいと思います。御了承願
ひたいと思ひます。

○兇九委員(伊藤修君) 証人尋問に對しまし
て、申請者の方が先が尋問をするので
あるか、或いは又裁判所が先にするの
であるか、この証人尋問について交互
尋問といふふうなことにしては、政

府ではお考へがなかつたのでございま
す。この点お伺ひいたします。

○政府委員(宮下明義君) 最前御説明
申上げましたように、公判における証
人尋問につきましては、三百四十三條
において、その順序を規定したものであ
ります。公判以外の証人尋問につ
きましては、規定の上においては、尋
問の順序は規定いたさなかつたのであ
ります。その公判以外の場合の証人尋
問の順序につきましては、裁判所の規
則に譲りまして、裁判所が先に尋問
し、その後申請者が補充的に尋問す
るといふ建前を若し採りますならば、
三百四十三條第三項のごとき事情により
ましては、その順序を変更することがで
きるという規定を設けなければならな
いと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 先程大野君の質
問に係るこの百四十六條の「何
人」の中に天皇を含まないと、そ
の理由の法律上の根拠を伺つて置きた
いと思ひますが、若しあれでしたら十
分御研究になつて次回に御答弁願つて
もよろしいです。

○政府委員(宮下明義君) 刑事訴訟
法、従いまして、それ以前のこの刑罰
法令が、天皇に適用があるかどうかと
いう点につきましては、只今までの我
々の考へ方といたしましては、刑事訴
訟法は天皇に適用がないと、このよう
に考へておりますが、更に十分政府部
内におきましても討議を進めまして、
後程更にお客えをいたしたいと考へて
おります。

○委員長(伊藤修君) もう一点、先程
大野委員からお尋ねになりました百五
十條と百五十一條、事實は同じような
書き方でありまして、これはどうい

事實の區別があるかどうか、一つ設例
を設けて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 従来のこの
刑罰規定の、実体的な刑罰規定の書き
方が百五十一條のごとく、何々をした
者には何々の刑罰に処するといふ書き
方をいたしておりますので、百五十
一條はその書き方を踏襲いたしたわけ
であります。百五十條の方は刑罰規定
でございせんので「召喚を受けた証
人が正当の理由がなく出頭しない」と
き」といふ書き方をいたしましたの
で、百五十條も、百五十一條もその構
成、要件、事實は全く同一と考へてお
ります。

○委員長(伊藤修君) それじや他に御
質疑がなければ進行いたします。第十
二章鑑定。第十三章通訳及び翻譯。第
十四章証人保全。第十五章訴訟費用。
以上四章について政府委員の御説明を
求めます。

○政府委員(宮下明義君) 先ず第十二
章鑑定の章を御説明申し上げます。

百六十五條「裁判所は、学識経験の
ある者に鑑定を命ずることができ、」
といふ鑑定の根拠規定は現行法と同様
であります。百六十五條の「鑑定人」
は、宣誓をさせなければならぬ。とい
う規定も現行法と同じであります
が、宣誓の方式、宣誓書の記載事項等
はすべて裁判所の規則に譲つた次第で
あります。尚現行法の二百二十一條の
鑑定の経過及び結果の報告の方式、二
百二十二條の必要ある場合には鑑定人
に裁判所外で鑑定をさせることができ
るといふ規定等につきましては、手続
規定でありまして、これも規則に
譲つた次第であります。

百六十七條の被告人の心神又は身体

第四部 司法委員会會議録第四十一号 昭和二十三年六月十五日【參議院】

九

803

に關する鑑定をさせるに於て必要がある場合には、期間を定めて病院その他相當な場所に被告人を留置することができるといふ規定は現行法と同様であります。ただこの場合に現行法においては、特に留置状を發することが必要ではなかつたのであります。が、今回の憲法及びその下におきます刑事訴訟法が、すべて令狀主義を貫きました關係上、すべてこの場合でも第二項において必ず留置状を發してしなければならぬ。そうしてその留置状には勾留に關する規定を準用するといふ建前をとつたわけでございます。

次に百六十八條の、鑑定について必要である場合には、鑑定人が裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物、若しくは船舶等の内に入ることで、又は身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を開掘又は物を破壊することができるといふ強制処分を用いることができる規定は現行法と同様であります。ただこの場合におきまして、この裁判所の許可は、第二項におきまして令狀主義を貫いて、許可状を發してこれをするとする建前をとつたわけでございます。而して鑑定のために身体を検査をする必要があるものであります。この鑑定のための身体を検査につきまして、檢証のための身体を検査と同様、特に特別の考慮をいたしまして、第三項において裁判所は鑑定人がなします身体の検査に關し適當と認める條件を附することができるといふ規定を附すれば、この身体を検査は病院で行わなければならない。或いは妊婦等の身体を検査であります場合には、特に産婦

人科の病院でなければならぬ。適當な條件をつけることができるという規定を設けたわけでありまして、この鑑定のための身体を検査につきましては、百六十八條末項において、檢証の場合に於ける身体の検査に關する規定を準用したしておりますが、ただ百三十九條を準用したとしてございせん。その意味は、鑑定人はたとえ裁判所の許可を受けても、実力を以て身体を検査することはできないといふ建前をとつたわけでありまして、この場合におきましては、鑑定人が許可を得ても、被鑑定者が身体を検査を拒んだ場合につきましては、百七十二條に規定を設けて、鑑定人は、裁判官にその者の身体を検査を請求することができるといふ建前をとつたわけでありまして、この場合には、裁判官は第十條の檢証の規定に準じまして、窮極においては、実力を以てその者の身体を検査することができるといふ立て方になしたわけでありまして、百六十九條の、鑑定について必要である処分を受命裁判官にすることができるといふ規定は、現行法第二百二十五條と全く同様であります。百七十七條の、檢察官及び弁護人の鑑定に關する規定は、現行法第二百二十五條と全く同様であります。百七十七條の、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができるといふ規定は、現行法第二百二十五條と全く同様であります。百七十四條において、特別の

知識によつて知り得た過去の事實に關する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。と學說上この点については争ひもございませぬので、このような規定を設けたのであります。これも現行法と全く同様であります。

次に第十三章、通訊及び翻譯につきましては、百七十五條乃至百七十八條の規定を設けたのであります。これは全く現行法と同様であります。で、説明を省略いたします。

次に第十四章、証拠保全につきましては、この証拠保全の規定は、全く今回の改正案が新たに設けた規定でありまして、現行民事訴訟法においては、その三百四十三條以下に証拠保全の規定がございまして、從來から民事訴訟法においては、當事者訴訟主義をとつております關係上、証拠保全の制度を認めておつたのであります。が、それと相呼應いたしまして、當事者訴訟主義を著しく徹底いたしました改正案においては、証拠保全を新たに規定することになしたのであります。

この百七十九條によりまして、被告人、被疑者又はこれらの者の弁護人は、第一回の公判期日前に限り、即ち起訴前であるところ起訴後第一回の公判期日前であるところを問はず、予め証拠を保全して置かなければ、その証拠を使用することが困難な事情がある場合は、裁判官に押收、搜索、檢証、証人の尋問又は鑑定に關する請求をすることができるといふことになしたのであります。それから、証拠を保全して置かなければ、その証拠を使用することが困難な事情」と申しますのは、例えば証人が今まさに死にかかつておりまし

て、この証人を今尋問しておきませんと、その証言を公判において使うことができないと予測される場合、或いは重要な証人が外國旅行等に出発しようといひておきまして、現在その証人を尋問して置かざると、証拠として使えない場合、或いは檢証等におきまして現在檢証いたして置かざると、現場が變つてしまふといふような場合におきまして、この証拠保全の規定が活用されるものと考へております。

第八十條は、証拠保全によりまして、保全した記録の閲覧、謄写權に關する規定であります。檢察官及び弁護人は、裁判所においてこれらの書類及び証拠物を閲覧し又は謄写することができ、即ち檢察官が檢察廳へ持つて歸つたり、或いは弁護人が自己の弁護事務所に持ち出して、これを閲覧し又は謄写することは許しませんが、裁判所においては常にこれを見ることのできる。被告人又は被疑者も裁判官の許可を受けた場合には、裁判所においてこれらの書類又は証拠物を閲覧することができ、但し弁護人がない場合に限り、このような規定を設けて、被告人、被疑者又はこれらの者の弁護人が、公判前に十分な準備を整へて、公判においてその防禦を完全にすることを怠らなしたわけであり

ます。

次に第十五章、訴訟費用につきましては、大体現行法と變つておりまして、第八十一條第一項及び第二項は、現行法通りでありまして、ただこの第三項が新たに挿入された規定であつて、檢察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、

又は上訴の取下があつたとき、言換へますれば、上訴が成功しなかつたときに、その上訴費用を被告人に負担せよといふことは奇略でありますので、そのような上訴費用は如何なる場合においても被告人に負担せよといふことができないといふ規定を設けたわけでありませぬ。これに關連いたしまして三百六十八條以下に、このような場合においては、國家が当該事件の被告人に対して、上訴によりその審級において生じた費用の補償をするといふ規定を新たに設けて、檢察官の上訴を慎重ならしめると共に、檢察官の上訴が理由がなかつた場合における被告人の保護を厚くいたしましたわけでありませぬ。

第八十二條の、共犯の訴訟費用の連帶負擔の規定は現行法と同様であります。第八十三條は、告訴、告發又は請求によつて、公訴の提起があつた事件について、被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合に、告訴人等に故意又は重大なる過失があつた場合には、それらの者に訴訟費用を負担せよといふ規定であります。但し弁護人がない場合に限り、このような規定を設けて、被告人、被疑者又はこれらの者の弁護人が、公判前に十分な準備を整へて、公判においてその防禦を完全にすることを怠らなしたわけでありませぬ。これに關連いたしまして三百六十八條以下に、このような場合においては、國家が当該事件の被告人に対して、上訴によりその審級において生じた費用の補償をするといふ規定を新たに設けて、檢察官の上訴を慎重ならしめると共に、檢察官の上訴が理由がなかつた場合における被告人の保護を厚くいたしましたわけでありませぬ。

ればならない。或いは妊婦等の身体の検査であります場合には、特に産婦をおきましたことも現行法と同じであります。百七十四條において、「特別のな事情」と申ししますのは、例えば証人が今まさに死にかかつておりまし

て、検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、八十六條は、裁判によつて訴訟手続が終了する場合に、被告人以外の者に訴

訟費用を負担せるときには、職権で別に決定する」と規定でございまして、現行法の二百四十三條に相当する規定であります。百八十七條は、裁判によらないで、例えば上訴の取下げ等によりまして、訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担せるときには、最終に事件の係属した裁判所が、職権でその決定をするという規定であります。現行法の二百四十四條に相当する規定であります。百八十八條は、現行法の二百四十五條に相当する規定であります。現行法の二百四十五條の趣旨を一層明かにいたしまして、訴訟費用の負担を命ずる裁判に、その金額が掲げられておりません場合は、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行を指揮する検察官が、その計算をするという規定の趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。

○委員(伊藤修) 以上政府委員の説明に係る部分に対する質疑に入ります。

○大野幸一君 條文について、百六十八條の最後の鑑定人が「物を破壊すること」が「物」の中に入らないか、この「物」の中には不動産を含むのかどううでしようか。

○政府委員(宮下明義) 動産のみならず、不動産を含むものと解釈いたしております。

○大野幸一君 十四章の証拠保全の冒頭の百七十九條に「被告人、被疑者又は弁護人は」と、こうあります。この機会にお伺いして置きたいのですが、「被告人」とは、訴追を受けたもので分りますが、「被疑者」の定義が明らかでないのです。いわゆる被疑者たる身分は、いつ取得するのか、こういう点を

先ず一点お伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義) 犯罪の捜査の対象になつております者が、いつから被疑者としての身分を取得するかという問題は、非常にむづかしい問題でありまして、ドイツの刑事訴訟法におきまして、被疑者にいろいろな訴訟上の権利を認めております関係から、被疑者たる身分はいつから取得するかという点について、いろいろ議論があるものであります。現在までにおきましては、立案当局をいたしましては、或る人が捜査機関から捜査の対象として取調を……、捜査の対象となつておるといふ時期から、被疑者の身分を取得するものと考えております。従ひまして必ずしもその被疑者本人を検査、司法警察官が出頭を求め、その取調をしてからということに限りませんで、捜査機関が或る者に犯罪の嫌疑を掛けて、そのために押収、搜索等を始めておられますれば、すでに被疑者ということが言えるわけでございます。

○大野幸一君 とうすると、仮に過失犯を犯した、これも犯罪である、過失犯を犯したときに業務上傷害罪を犯した、誰にも発覚しないという場合に、まだ捜査の対象となつてはいないのがある。併しその犯人は予めここで言つておかなければ、却つて自己に不利な場合があるだろう、この場合の規定がまだないことになるのですが、そういう場合にはどうするのでありますうか。そこでいや、それならば自首して出たならばいいじゃないか、被疑者としての身分をみずから取得したならばいいだろう、こういうのですけれども、敢て何にも自首しなければならぬというわけのものではない。発覚しないでおれば過失犯だからいいのだ、こういう場合には、これに対する本條は適用がないのでしょうか、どうでしようか。

○政府委員(宮下明義) 或る人が犯罪の嫌疑を受けて、捜査の対象とされる段階から初めて被疑者となるのでありまして、百七十九條によりましてその被疑者の身分を取得して、初めて証拠保全請求権がある、こういう解釈をしております。この証拠保全の制度を立案当局におきましていろいろ議論をいたしたのであります。御指摘のように、或る罪を犯した者が、まだ何等捜査機関から疑を掛けられておらない、捜査機関が捜査を始めておらない場合においても、尚且つ証拠保全の必要があるのではないかと、この点もいろいろ考慮いたしましたが、この証拠保全という制度は、この規定を濫用いたしませんことによつて、虚偽の証拠が固められてしまうという心配もございします。その被疑者の権利の保護と同時に、絶対真実の発見という両方面を考慮いたしました結果、百七十九條のごとく、被疑者の段階に入つて初めて証拠保全の請求権があるという立て方をいたしたわけでございます。

○大野幸一君 次の百八十八條に「検察官及び弁護人は、裁判所において云々」とあります。「書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することが出来る」とあり、但書のところは持つて行つて「但し、被告人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならぬ」と。そこで検察官が抜いてある、この検察官を抜いてある意味は、検察官は裁判所の許可を得なくても謄写が出来るということであつて、弁護人だけが裁判所の証拠物について裁判所の許可を受けなければならぬということ、これは、当事者等の地位からいってどうかと思ひますが、どういうわけか、これを弁護人に限つたわけでしょうか。

○政府委員(宮下明義) 弁護人の証拠物の謄写を裁判官の許可に掛けた趣旨は、弁護人が謄写した証拠物というものは、検察官、裁判官の場合に比しまして、廣く一般人の手に渡り得るという場合を考慮いたしまして、世間一般に廣まることは面白くないというやうな場合を考慮して裁判官の許可に掛けたわけでありまして、検察官の場合においては必ずしもその必配がないというところから、但書において検察官を外しまして、弁護人だけについて裁判官の許可を条件としたわけでありました。

○大野幸一君 この條文の第二項に、弁護人があるときには、被告人又は被疑者にこの権利を與えないということ、は、即ち弁護人と常に被告との間に隔溝にのみ行われてゐる場合もないことであるのであります。その場合に被告人を保護するに欠けることがあるやうに思ふのだが、弁護人があるときでも、被告人又は被疑者に書類又は証拠物を閲覧させてもよかりやうなものですが、政府はどうお考えになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(宮下明義) 被告人又は被疑者本人に、訴訟に関する書類、証拠物等を閲覧させるかどうかという点につきましては、實際の實務の面から申しますと、幾分の不安は免れない点であります。但しこの改正案におきましては、被告人の権利というものを十分に考慮いたさなければならぬ関係から、公判調書につきまして、第四十九條において、被告人に弁護人がないときには、公判調書そのものも被告人に閲覧を認めたのであります。併しなから被告人に弁護人がある場合には、被告人本人は公判調書の閲覧権がございまして、弁護人に見て頂く、この証拠保全の記録につきまして、被疑者又は被告人に弁護人がございする場合においては、その弁護人に訴訟記録、証拠物等を閲覧して頂く、弁護人がない場合において、初めて被告人又は被疑者本人にも閲覧を許す、こういう立て方をいたしたわけでありまして、被告人、被疑者等は、場合によつてはその書類等を破損したり、改竄したりする等の危険もなきにしもあらずと考えられますので、そのような配慮をいたしたわけでありました。

○大野幸一君 最後に一点……この訴訟費用の百八十八條の最後ですが、「執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する」と、こういう意味がある。検察官に算定の義務を與えたものであつて、その算定に裁判所が拘束されたわけでもなさうに考えられます。従つてこの意味は算定をしなければならぬという意味に解してよからうと思ふのだが、政府の意見はどうであるか。

○政府委員(宮下明義) 御質問の御趣旨の通り、執行の指揮をすべき検察官が算定をしなければならぬという意味と考えております。訴訟費用の負担を命ずる裁判は勿論裁判所がいたす

ものでありまして、その裁判において訴訟費用の全部又は一部を負担させるという裁判がございまして、如何なる金額をその時に要しておつたかということは、一見記録上明白でございます。甲証人に給した旅費、日当、宿泊料、鑑定人に給した旅費、日当、宿泊料、或いは立替金の弁償等ということによりまして明白に算定が出来ますので、その算定は檢察官にさせる。而もこれは必ず檢察官がしなければならぬという趣旨でございます。

○委員長（伊藤修君） 他に御質疑はありますか。
○星野芳樹君 少し廻るんですが、百四十五條の「衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者」この「衆議院」は新憲法以來の衆議院ですか、ずっと廻るわけですか、どうですか。
○政府委員（宮下明義君） 百四十五條の解釈いたしましたは、新憲法施行以前の衆議院議員も含むものと考えております。

○星野芳樹君 そうすると、内閣総理大臣も、これはその以後のことでありまして、以前には廻らないわけですか。
○政府委員（宮下明義君） 衆議院議員及び参議院議員、それから第二号の内閣総理大臣その他の國務大臣等が、百四十五條の院又は内閣の承諾がなければ尋問することができないというのは、この法律が施行された後のこととあります。その職に在つた者」というものに関しましては、衆議院成いは第二号の内閣総理大臣等については、曾ての衆議院議員、曾ての内閣総理大臣等を含むものと考えております。

○星野芳樹君 そうしますと、参議院議員は前はないんですが、貴族院議員というのはどういふところへ入るのでですか。
○政府委員（宮下明義君） 規定がございせんから、貴族院議員で在つた者は、この百四十五條の適用を受けないということになるかと考えております。

○星野芳樹君 そうするとその前の「公務員」というのも、ずっと前からということになつて、結局陸軍省とか、海軍省とか、そういうようなものも含まれるということになりますか。そうですか。
○政府委員（宮下明義君） 「公務員であつた者」というものは過去の者も含むものと考えております。併しなから但書において「國の重大な利益を害する場合」といふのは、非常に限られた場合と考えておりますので、現在の日本においては國交上において極度に秘密を要する事項は別といたしまして、それ以外のものについては百四十四條等の適用がないというふうに考えております。

○委員長（伊藤修君） 外に御質問ありませんか。では、本日は第一編だけで終りまして、明日午前第二編に移りたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。
午後三時十一分散会
出席者は左の通り。
委員長 伊藤 修君
委員 大野 幸一君
大木野秀次郎君
遠山 丙市君
水久保英作君
池田七郎兵衛君

東丸 義齋君
前之國喜一郎君
宇都宮 登君
松村眞一郎君
星野 芳樹君
政府委員
法務局事務官 野木 新一君
法務局総務課長
法務局事務官 宮下 明義君
（検務局刑事課長）
六月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案（第百二十四号）
民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案
第一條 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

「十圓に改める。
第六條ノ三中「二十圓」を「五千圓」に、「五十圓」を「十圓」に、「一圓」を「二十圓」に改め、同條第三号を次のように改める。
二 削除
同條第五号を次のように改める。
五 削除
第十條中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「二十五圓」を「七圓」に改める。
第十六中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「二十五圓」を「七圓」に、「五十圓」を「十圓」に、「一圓」を「二十圓」に改める。
第二條 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二條中「一圓」を「二十圓」に改める。
第三條中「二十五圓」を「七圓」に改める。
附則
この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。
六月十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、登記事務の簡易化等に関する請願（第百六十二号）
一、刑事訴訟法改正案に関する陳情（第四百五十八号）
第九百六十二号 昭和二十三年六月五日受理
登記事務の簡易化等に関する請願
請願者 長野縣下伊那郡大下條村大字西條二四六三ノ一 熊谷四郎
紹介議員 羽生三七君

「訴訟物ノ價額金五圓マテ
同 十圓マテ
同 二十圓マテ
同 五十圓マテ
同 七十五圓マテ
同 百圓マテ
同 二百五十圓マテ
同 五百圓マテ
同 七百五十圓マテ
同 千圓マテ
同 二千五百圓マテ
同 五千圓マテ
同 五千圓以上八千圓ニ達スル毎ニ三圓ヲ加フ」
第二條第一項中
同 二十五圓
同 四十圓
同 八十圓
同 一圓八十錢
同 二圓五十錢
同 三圓五十錢
同 七圓
同 十二圓
同 十五圓
同 十八圓
同 二十五圓
同 三十圓
同 十五圓
同 三十圓
同 五十圓
同 五千圓ヲ超スルモノハ五千圓ヲ超ス五十圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ十圓、十萬圓ヲ超ス五十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ七圓、五十萬圓ヲ超スル部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ五圓ヲ加フ」
第三條第一項中「百圓」を「六千圓」に改める。
第六條中「支拂命令ノ申立ニシテ訴訟物ノ價額十圓以下ナル場合ニ於テハ二十圓ノ印紙ヲ、十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ」を「支拂命令ノ申立ニハ」に改める。
第六條ノ二中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「四十圓」を

「訴訟物ノ價額金五圓マテ
同 十圓マテ
同 二十圓マテ
同 五十圓マテ
同 七十五圓マテ
同 百圓マテ
同 二百五十圓マテ
同 五百圓マテ
同 七百五十圓マテ
同 千圓マテ
同 二千五百圓マテ
同 五千圓マテ
同 五千圓以上八千圓ニ達スル毎ニ三圓ヲ加フ」
第二條第一項中
同 二十五圓
同 四十圓
同 八十圓
同 一圓八十錢
同 二圓五十錢
同 三圓五十錢
同 七圓
同 十二圓
同 十五圓
同 十八圓
同 二十五圓
同 三十圓
同 十五圓
同 三十圓
同 五十圓
同 五千圓ヲ超スルモノハ五千圓ヲ超ス五十圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ十圓、十萬圓ヲ超ス五十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ七圓、五十萬圓ヲ超スル部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ五圓ヲ加フ」
第三條第一項中「百圓」を「六千圓」に改める。
第六條中「支拂命令ノ申立ニシテ訴訟物ノ價額十圓以下ナル場合ニ於テハ二十圓ノ印紙ヲ、十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ」を「支拂命令ノ申立ニハ」に改める。
第六條ノ二中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「四十圓」を

「十圓に改める。
第六條ノ三中「二十圓」を「五千圓」に、「五十圓」を「十圓」に、「一圓」を「二十圓」に改め、同條第三号を次のように改める。
二 削除
同條第五号を次のように改める。
五 削除
第十條中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「二十五圓」を「七圓」に改める。
第十六中「二十圓」を「五千圓」に、「二十圓」を「五圓」に、「二十五圓」を「七圓」に、「五十圓」を「十圓」に、「一圓」を「二十圓」に改める。
第二條 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二條中「一圓」を「二十圓」に改める。
第三條中「二十五圓」を「七圓」に改める。
附則
この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。
六月十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、登記事務の簡易化等に関する請願（第百六十二号）
一、刑事訴訟法改正案に関する陳情（第四百五十八号）
第九百六十二号 昭和二十三年六月五日受理
登記事務の簡易化等に関する請願
請願者 長野縣下伊那郡大下條村大字西條二四六三ノ一 熊谷四郎
紹介議員 羽生三七君

理大臣等を含むものと考えております。

水久保基作君
池田七郎兵衛君

ハ」に改める。
第六條ノ二中「二十圓」を「五千圓」に、「二十錢」を「五圓」に、「四十錢」を

紹介議員
一 熊谷四郎
羽生三七君

現行の登記申請手続は複雑で一般民衆の不利迷惑は、言語に絶するものがあるから、登記法を徹底的に民主化するとともに、現在廃止するを適當と思われ、寄留法の廃止及び各種願届書類に対する進達期間と処理期間を制定せられたいとの請願。

第四百五十八号 昭和二十三年六月

二日受理

刑事訴訟法改正案に関する陳情

東京都千代田区霞ヶ関一ノ二第

二東京弁護士会内日本弁護士会

連合会長 海野蒼吉

今國會に提出されている刑事訴訟法改正法律案によると、事実の審理は、第一審限りであり又公判中心主義に徹しているからこの改正案が國會を通過すると、法廷の設備の拡張、司法官、檢察官等の増員を計らねばならない。改正案の内容が現行法に比して優れているとしても、わが國の財政上より物的、人的施設を整備することができるかどうか疑わしい点もあるから、改正案の実施に遺憾のないよう本案の審議を慎重にせられたいとの陳情。

昭和二十三年八月六日印刷

昭和二十三年八月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局